障害児の住まいの場のあり方に関する意見

障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会 代表 室津 滋 樹

私たちは平成 19 年度厚生労働省障害者保健福祉推進事業(障害者自立支援プロジェクト)のなかで「障害児の住まいの場のあり方に関する研究」を行いました。その結果、障害児の住まいの場のあり方に早急に改善を要する課題があることが明らかになりました。

1. 親元で暮らせない障害児の住まいの場の現状と改善の方向性

現在 親元で暮らせなくなった障害児の住まいの場として制度化されているのは入所型の障害児施設です。実際には児童養護施設にも多数の障害のある子どもが暮らしています。どちらの場合も職員の交代勤務と大部屋処遇のなかで、子どもの育ちの基盤となる信頼できる大人への愛着感情が得にくく、また障害に対する有効な療育を受けることも出来にくい状態です。これら施設では、生活のユニット化や分棟方式などにより改善への努力が払われてはいますが、やはりそこは地域から隔離された特殊な場所であり、地域の普通の暮らしからは程遠いものがあります。

この現状を改善するため、障害のある子どもが地域の中で出来るだけ家庭に近いサイズと人間関係のなかで暮らすことの出来る住まいの場を早急に確立する必要があります。

2. 地域ファミリーホーム (仮称) の制度化が必要です。

地域ファミリーホーム(仮称)とは、数人の児童が地域にある普通の住居で少数の固定した職員の養護の下で営む暮らしです。地域ファミリーホーム(仮称)とそこで暮らす児童は、親元で暮らすすべての児童とその家族が受けることの出来る地域の子育て支援や保育園、学校、学童保育などを活用し、必要に応じて障害児に関わる個別支援計画の策定をはじめ、障害児医療やリハビリテーション、通園施設、特別支援教育、ショートステイなど、地域にある障害関連の支援を、親元で育つ障害児と同じように活用して地域で育つものでなければならないと思います。職員の勤務条件の緩和のためにもホームへルプ制度や家事援助職員、パート職員などが必要です。設置主体は社会福祉法人および一定の条件を満たす NPO 法人など今後検討する必要があります。また、障害児専門の地域ファミリーホームを(仮称)を目指すか、混合型にするかなども検討課題です。

このように地域ファミリーホーム(仮称)は沢山の課題がありますが、早急に検討チームを 立ち上げて課題の検討を進める一方、モデル試行をスタートさせるなど、早期の制度化を図る 必要があります。

3. 障害児里親への支援策の展開が必要です。

わが国でも里親制度の整備充実がようやくはじまり、里親の元で暮らす子どもが増えています。そのうち約2割の子どもに何らかの障害があり、特別里親などのもとで養育されていると思われます。また現在でも、地域の子育て支援や障害児療育機関、障害児家族支援機能など、フォーマル、インフォーマルな支援を柔軟に組み合わせて、障害児里親を豊かに展開している地域もあります。地域ファミリーホーム(仮称)同様さまざまな地域資源を活用し、障害児が、短期、中期、長期に里親家庭で暮らすことは可能です。障害児里親への支援策の早急な展開が必要です。